

# 令和5年10月17日実施の試験

## ＜労働衛生法令＞

トピックス性の高い問題としては、下記の事項の出題が見られました。

- ・石綿解体工事等の事前調査結果の届出
- ・一般的事務作業における照度基準
- ・危険物、有害物規制

# 石綿事前調査について

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを  
使用すれば、パソコン・スマホから  
24時間報告できます（※）

電子システムによる報告を  
原則化

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が  
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の  
報告をあらかじめ行う必要があります



引用：厚生労働省労働基準局 2022年「解体・改修・各種設備工事業者の皆さまへ 事前調査は、令和5年10月1日着工の工事から「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！」（リーフレット）

# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が <u>80㎡以上</u>
	改修(※1)	請負金額が税込 <u>100万円以上</u>
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込 <u>100万円以上</u>

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



# 照度について

【事務所則第10条第1項関係】

こちらは事務室  
の基準

## ● 作業面の照度基準が 3 区分から 2 区分へ 施行:令和4年12月1日

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の 3 区分から 2 区分に変更されました。「一般的な事務作業」については **300 ルクス以上**、「付随的な事務作業」については 150 ルクス以上であることが求められます。

今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

改正前

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業*	150 ルクス以上

\*資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

## 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

### 第3編 衛生基準 第4章 採光及び照明

#### （照度）第604条

事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の左欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の右欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

こちらは事務室「以外」の作業場所での基準。  
事務室の基準とは区分が異なります。



# 便所について

【事務所則第17条の2関係、安衛則第628条の2関係】

- 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

▶「独立個室型の便所」とは



- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等<sup>®</sup>で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である  
\*視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1 個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

原則的な規定  
 便所:男女別(独立個室型除く)  
 男性大便房:60人ごとに1房  
 男性小便所:30人ごとに1箇所  
 女性便房:20人ごとに1房

同時就業労働者数が常時  
 10人以内でない場合  
 男女別に設置は必要

- 付加的に設置した独立個室型の便所の取扱い

障害のある労働者への配慮や、高齢労働者の利便性の改善等、便所に対するニーズは多様化していることから、男性用と女性用に区別した便所を設けた上で、独立個室型の便所を設ける場合は、トイレの設置数を算定する際の基準となる同時に就業する労働者の数を独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減らすことができることとなりました。

今後出題がある  
 かもしれません。

## POINT

【例】同時に就業する労働者数が男性65人、女性65人である場合

【便所の設置基準】 ●男性用と女性用に区別すること ●男性用大便所の便房数：同時に就業する男性労働者 60 人以内ごとに 1 個以上 ●男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者 30 人以内ごとに 1 個以上 ●女性用便所の便房数：同時に就業する女性労働者 20 人以内ごとに 1 個以上 等

(1) 男性用と女性用に区別した便所のみを設けた場合の必要数

男性用大便所 2 個  
 男性用小便所 3 箇所  
 女性用便所 4 個

(2) 「独立個室型の便所」を1個設けた場合の必要数

必要数を算定する際の男性労働者数 65 人→55 人、女性労働者数 65 人→55 人となるため

独立個室型の便所 1 個  
 男性用大便所 1 個  
 男性用小便所 2 箇所  
 女性用便所 3 個

# 令和5年10月17日実施の試験

## ＜労働衛生法令＞

伝統的な問題としては、下記の事項について出題されています。

- ・安全衛生管理体制
- ・安全衛生教育
- ・定期自主検査  
など

# 令和5年10月17日実施の試験

＜専門科目記述式（保健衛生）＞

トピックス性の高い問題が出されることが多い。

問1：化学物質管理

問2：作業態様に起因する疾病

問3：高年齢労働者の災害発生の特徴と予防

問4：過重労働による健康影響とその対策

問1又は問2から1つ、問3又は問4から1つ選択して、合計2題に回答する。

令和5年10月17日実施の記述試験

問3(高年齢労働者の災害発生の特徴と予防)を  
例に見ていきましょう。

# 令和5年10月17日実施の試験

<専門科目(保健衛生)>

問3:高年齢労働者の災害発生の特徴と予防

(1)高年齢労働者の災害は若年労働者と比較して発生率や性別、事故の型、休業期間についてどのような特徴があるか。

(2)フレイルの概念を説明せよ。その際、ロコモティブシンドロームと比較すること。

(3)加齢に伴う身体・精神機能の状況について、下記の点に沿って説明せよ。

- ・視力や聴力等の感覚機能の低下
- ・筋力の低下
- ・訓練で得た知識や技能の維持
- ・身体・精神機能の個人差

(4)高年齢労働者の転倒防止で、改善すべき事項を6つ挙げよ(施設・設備・装置)。

(5)高年齢労働者が安全・健康に働き続けるためには、どのような対策を講ずべきか、次の場面ごとに述べよ。

- ・暑熱環境での作業
- ・重量物取り扱い作業
- ・介護作業
- ・情報機器を用いた作業
- ・警報の伝達

(6)高年齢労働者の労災防止対策において、事業者が利用可能な国や公的機関の支援策を3つ述べよ。

問3を見たとき、私はこう感じました。

「エイジフレンドリーガイドラインの内容を  
基に作問されているのではないか。」

# 令和5年10月17日実施の試験

<専門科目(保健衛生)>

問3: 高年齢労働者の災害発生の特徴と予防

(1) 高年齢労働者の災害は若年労働者と比較して発生率や性別、事故の型、休業期間についてどのような特徴があるか。

基安発 0316 第 1 号  
令和 2 年 3 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

近年、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）をみると、男女ともに最小となる 25～29 歳と比べ、65～69 歳では男性で 2.0 倍、女性で 4.9 倍と相対的に高くなっている。

# 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

別添資料 1

## (エイジフレンドリーガイドライン)

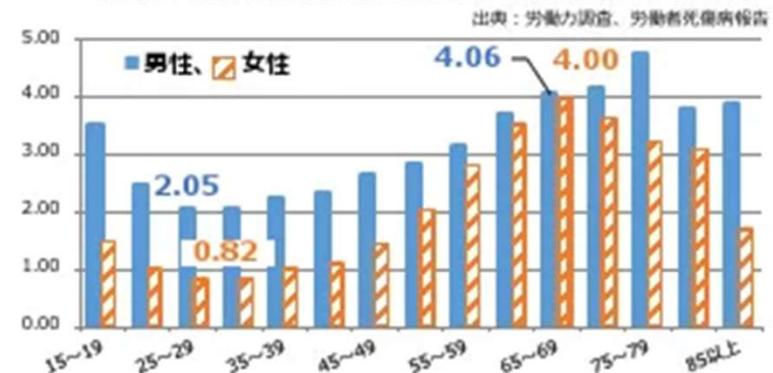
このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです\*。

\* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

### 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。  
(平成30年は26.1%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。  
(25~29歳と比べ65~69歳では男性2.0倍、女性4.9倍)

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)平成30年>



### ➡ 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

\*経済財政運営と改革の基本方針(令和元年6月閣議決定)において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

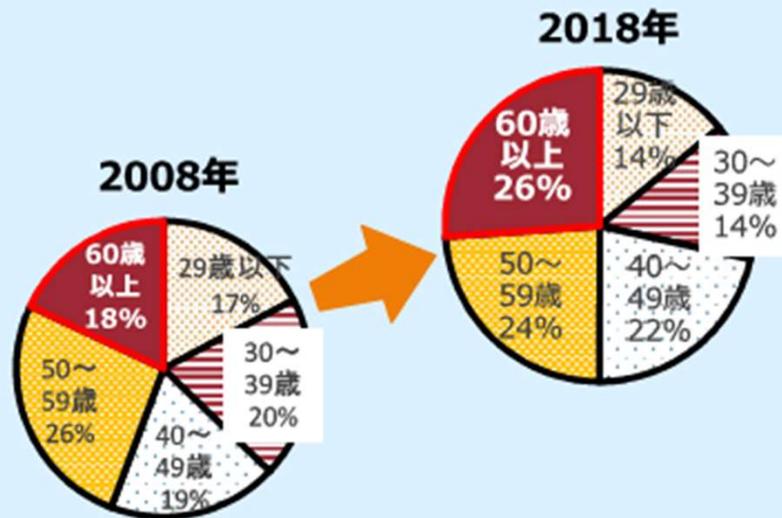
### 求められる取組

- |     |  |
|-----|--|
| 事業者 | 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、 <b>実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。</b>   |
| 労働者 | 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、 <b>自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。</b> |

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



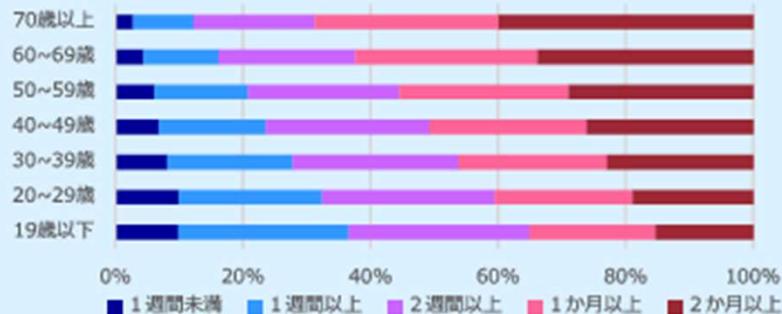
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 令和5年10月17日実施の試験

<専門科目(保健衛生)>

問3

(2)フレイルの概念を説明せよ。その際、ロコモティブシンドロームと比較すること。

# 1 安全衛生管理体制の確立

## ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### 🌸 考慮事項 🌸

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

## イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### 🌸 考慮事項 🌸

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

- 高年齢労働者の安全と健康の確保のための職場改善ツールである「エイジアクション100」のチェックリスト（別添1）を活用することも有効であること。
- 健康状況や体力が低下することに伴う高年齢労働者の特性や課題を想定し、リスクアセスメントを実施すること。
- 高年齢労働者の状況に応じ、フレイルやロコモティブシンドロームについても考慮する必要があること。

なお、フレイルとは、加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態のことをいうこと。

# 令和5年10月17日実施の試験

<専門科目(保健衛生)>

問3

(3)加齢に伴う身体・精神機能の状況について、下記の点に沿って説明せよ。

- ・視力や聴力等の感覚機能の低下
- ・筋力の低下
- ・訓練で得た知識や技能の維持
- ・身体・精神機能の個人差

- ・視力や聴力等の感覚機能の低下
- ・筋力の低下

## 高年齢労働者の身体機能の特徴

1. 高年齢者の身体機能について、20歳～24歳ないし最高期を100とした55歳～59歳の機能水準は、若年時に比べ、平衡機能48%、薄明順応36%、視力63%、伸脚力63%、瞬発反応71%、運動調整能59%など大きな低下が見られます。
2. 筋力における握力の低下が少ない一方、脚筋力では20歳に比べ50歳では約4割の低下、敏捷性においては棒反応時間では低下傾向が少ない反面、全身反応時間の方法では約1.2倍の時間を要するなど特に下半身での低下が強く見られます。

【「高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書」(平成22年3月、中央労働災害防止協会から)】

## ・訓練で得た知識や技能の維持

# 知能の加齢変化

体力面での低下以外にも、知能面の影響も。

心理学者ウィクスラーの定義によると、

知能とは、「目的に合った行動をとり、合理的に考え、環境からの働きかけに対して効果的に対処する能力」とされています。

知能には、**流動性知能**と**結晶性知能**があるとされています。

- 流動性知能：新しい課題を処理する能力  
→ 推理力、反応速度など
- 結晶性知能：過去の経験や教育を通じて蓄積される能力  
→ 習得知識、判断力など

加齢により影響を受けるのは流動性知能とされていますが、結晶性知能は加齢影響を受けにくいとされています。

- 介護を含むサービス業ではコミュニケーション等の対人面のスキルの教育も労働者の健康の維持に効果的であると考えられること。
- IT 機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢労働者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図ること。

# ・身体・精神機能の個人差

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

# 令和5年10月17日実施の試験

<専門科目(保健衛生)>

問3

(4) 高年齢労働者の転倒防止で改善すべき事項を6つ挙げよ(施設・設備・装置)。

ハード面の対策について問われている。